

# 協議会だより

## 国の二〇二三年度の放課後児童クラブ関係予算の補助単価

学童保育への国の補助金は、必要経費の二分の一を保護者が負担することを前提に決められていて、残りの二分の一を、基本的には国と都道府県と市町村（特別区を含む）が各三分の一ずつ負担することになっていきます（これを「補助率三分の一」と言います）。

学童保育は二〇一五年四月から、「子ども・子育て支援法」に定められた「地域子ども・子育て支援事業」の一三事業のうちの一つに位置づけられ、その予算は内閣府から「子ども・子育て支援交付金」として市町村に交付されています。

また、運営費の補助額は、学童

保育の子ども集団の規模、開所日数や時間などによって、支援の単位ごとに決められます。

二〇二三年度、放課後児童クラブに関わる国の予算は総額一〇五億円、運営費等には一〇四六億円、整備費には一五九億円が計上されました。①「原則、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）どおり放課後児童支援員、補助員（以下「放課後児童支援員等」という。）を配置した場合」の補助単価は表1のとおりです。

このほかに、②「放課後児童支援員一名のみ配置した場合」、③「補助員のみを原則二名以上配置した場合」、④「補助員を一名のみ配置した場合」の補助基準額が示されています。

なお、利用している子どもの安

表1 2023年度 放課後児童健全育成事業の補助単価 資料：厚生労働省発表資料をもとに全国学童保育連絡協議会事務局が作成

1 放課後児童健全育成事業 <small>*原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員を配置した場合</small>	
<b>(1) 年間開所日数 250 日以上の放課後児童健全育成事業所</b>	
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）	
㊦ 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	2,558,000 円－（19 人－支援の単位を構成する児童の数）× 29,000 円
㊧ 構成する児童の数が 20～35 人の支援の単位	4,734,000 円－（36 人－支援の単位を構成する児童の数）× 26,000 円
㊨ 構成する児童の数が 36～45 人の支援の単位	4,734,000 円
㊩ 構成する児童の数が 46～70 人の支援の単位	4,734,000 円－（支援の単位を構成する児童の数－45 人）× 69,000 円
㊪ 構成する児童の数が 71 人以上の支援の単位	2,917,000 円
② 開所日数加算額（1 支援の単位当たり年額）	
（年間開所日数－250 日）× 19,000 円（1 日 8 時間以上開所する場合）	
③ 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合（左記要件に該当する開所日数）× 19,000 円	
④ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）	
㊦ 平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合）	「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 409,000 円
㊧ 長期休暇等分（1 日 8 時間を超えて開所する場合）	「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間 × 184,000 円
<b>(2) 年間開所日数 200～249 日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</b>	
① 基本額（1 支援の単位当たり年額）	
㊦ 構成する児童の数が 20 人以上の支援の単位	3,099,000 円
㊧ 構成する児童の数が 1～19 人の支援の単位	1,726,000 円
② 長期休暇支援加算額（1 支援の単位当たり年額）	
長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合（左記要件に該当する開所日数）× 19,000 円	
③ 長時間開所加算額（1 支援の単位当たり年額）	
平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 409,000 円	

※構成する児童の数が 10 人未満の支援の単位に対する補助については以下のいずれかに該当する場合のみ行う。山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合。

※放課後児童支援員は、基礎資格＋研修受講という仕組みになっているところ、研修受講については、「① 研修計画を定めること、② 採用から 2 年以内に研修修了を予定していること」という二つの要件を満たす場合は、研修を修了していない者も放課後児童支援員とみなすことができるものとする。

全確保方策を条例などで規定して、児童数が二〇人未満になる時間帯や曜日だけ、放課後児童支援員等の一名配置や、補助員のみの配置を認めるとしている場合も、補助単価は①の基準額となります。

## 「子ども家庭庁」の議論はじまる

子ども政策を進めるため、内閣官房全世代型社会保障構築本部の下には岸田内閣総理大臣を議長とする「子ども未来戦略会議」が、子ども家庭庁では岸田内閣総理大臣を会長とする閣僚会議「子ども政策推進会議」が開かれています（本誌二〇二三年六月号「協議会だより」参照）。

また、二〇二三年四月二二日には、子ども家庭庁において「子ども家庭審議会」が開かれました。この審議会は、内閣総理大臣・関

係大臣・長官の諮問に応じて、子ども政策に関する重要事項を審議する場であり、学童保育が議論の対象となる「子どもの居場所部会」のほか、「基本政策部会」「幼児期までの子どもの育ち部会」「科学技術部会」「社会的養育・家庭支援部会」「児童虐待防止対策部会」「障害児支援部会」「子どもの貧困対策・ひとりの親家庭支援部会」が置かれています。

二〇二三年度中に、「子どもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を閣議決定することになっており、部会では五月から議論がはじまっています。

例年、全国学童保育連絡協議会が行う「学童保育（放課後児童健全育成事業）の実施状況調査」の結果を公表すると、社会の関心は「待機児童」に集まります。かつて、待機児童問題は大都市部のものだと考えられていましたが、いまだに地方都市の問題でもあります。

ある市では待機児童数が倍増し、

担当課が、留守番の練習や祖父母の協力を求めたことが報道されましたし、ある市では市内でも地域差があることが報じられました。また、ある県では待機児童数はゼロですが、児童数が七人以上の支援の単位の割合が二割を超えていて、全国でもっとも高くなっています。

保護者にとっっては、「学童保育に入れるか・入れないか」は就労保障、ひいては家族の生活を守ることに直結する問題ですし、ともすれば「希望する子ども・家庭があるのであれば、条件整備が不十分でも受け入れるべき」という論調に傾きかねません。

しかし、子ども集団の規模の上限を超えて大規模化した学童保育での生活は、子どもたちに深刻な影響を与えます。「子どもが学童保育に行きたがらない」「指導員の対応、保育内容に不満があり退所した」など、年度途中の退所や、学年が上がる際に退所を選択すると

いう実態も少なからずあることも否めません。

また、待機児童の受け皿として、文部科学省所管の「学習・体験活動の場」である「放課後子供教室」の活用を選択肢としている市町村もあり、それによる「待機児童ゼロ」では子どもたちに「生活の場」を保障するには不十分です。

子どもたちが必要とする期間、負担に思うことなく学童保育に通いつづけられるためには、子ども一人ひとりが安心して子ども同士や指導員との関係を築ける環境が不可欠です。

それには、「子ども集団の規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位ごとに、子どもの所属を明確に区分し、それぞれに施設を整備し、二人以上の指導員を、少なくとも一年間は固定して配置すること」を確実に行うとともに、保育内容の充実と指導員の力量を高めていくことが必要です。